

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 子ども若者政策・私学振興課)

1 施設名		滋賀県立びわ湖こどもの国																	
		敷地面積 83,901.91m ² 延床面積 5,542.53m ² (虹の家のみ) 施設構造 RC造+鉄骨造 地下1階地上2建																	
2 施設の概要		施設内容 (所在地) 高島市安曇川町北船木2981 (設置目的) 子ども・若者の健全な育成を図るため、琵琶湖畔の優れた環境を活かした遊びの場を提供するとともに、様々な体験活動の場を提供する。 (設置年月) 平成4年7月																	
3 募集概要		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">募集方法</td><td>公募</td></tr> <tr> <td>募集要項配布期間</td><td>令和7年8月29日 ~ 令和7年10月9日</td></tr> <tr> <td>申請受付期間</td><td>令和7年8月29日 ~ 令和7年10月9日</td></tr> <tr> <td>指定期間</td><td>令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)</td></tr> <tr> <td>募集内容</td><td> (1) 野外活動、研修、宿泊等のための施設の提供 (2) 児童の健全な育成を図るための各種行事の実施 (3) 児童の健全な育成を図るための調査および研究 (4) 児童の健全な育成を図るための遊び、レクリエーション等の指導 (5) その他こどもの国の設置の目的を達成するために必要な業務 (6) こどもの国の施設、設備および備品の維持管理等に関する業務 </td></tr> <tr> <td>管理料参考額</td><td>300,674,000円 (消費税および地方消費税を含む。)</td></tr> </table>		募集方法	公募	募集要項配布期間	令和7年8月29日 ~ 令和7年10月9日	申請受付期間	令和7年8月29日 ~ 令和7年10月9日	指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)	募集内容	(1) 野外活動、研修、宿泊等のための施設の提供 (2) 児童の健全な育成を図るための各種行事の実施 (3) 児童の健全な育成を図るための調査および研究 (4) 児童の健全な育成を図るための遊び、レクリエーション等の指導 (5) その他こどもの国の設置の目的を達成するために必要な業務 (6) こどもの国の施設、設備および備品の維持管理等に関する業務	管理料参考額	300,674,000円 (消費税および地方消費税を含む。)				
募集方法	公募																		
募集要項配布期間	令和7年8月29日 ~ 令和7年10月9日																		
申請受付期間	令和7年8月29日 ~ 令和7年10月9日																		
指定期間	令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日 (5年間)																		
募集内容	(1) 野外活動、研修、宿泊等のための施設の提供 (2) 児童の健全な育成を図るための各種行事の実施 (3) 児童の健全な育成を図るための調査および研究 (4) 児童の健全な育成を図るための遊び、レクリエーション等の指導 (5) その他こどもの国の設置の目的を達成するために必要な業務 (6) こどもの国の施設、設備および備品の維持管理等に関する業務																		
管理料参考額	300,674,000円 (消費税および地方消費税を含む。)																		
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守山市守山二丁目1番23号</td> <td>社会福祉法人友愛</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	守山市守山二丁目1番23号	社会福祉法人友愛									
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)																	
所在地	名称																		
守山市守山二丁目1番23号	社会福祉法人友愛																		
合計 1 者																			
5 審査の概要および結果		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">審査方式</td> <td colspan="3">滋賀県指定管理者等選定委員会こどもの国部会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。</td> </tr> <tr> <td>選定委員会委員 (こどもの国部会) *部会長 (50音順、敬称略)</td> <td colspan="3"> *浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 川副 知佐 (びわこ学院大学講師) 四宮 健多 (公認会計士) 宮本 麻里 (合同会社LOCO代表) 横畠 俊介 (弁護士) </td> </tr> <tr> <td>審査基準</td> <td colspan="3">別紙参照</td></tr> <tr> <td>審査経過</td> <td colspan="3"> 第1回滋賀県指定管理者等選定委員会 こどもの国部会 (開催日) 令和7年7月18日 (金) (内容) 滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者募集要項および審査基準の審査 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会 こどもの国部会 (開催日) 令和7年10月24日 (金) (内容) 申請者へのヒアリング、指定管理者の候補者の選定 </td></tr> </table>		審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会こどもの国部会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。			選定委員会委員 (こどもの国部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 川副 知佐 (びわこ学院大学講師) 四宮 健多 (公認会計士) 宮本 麻里 (合同会社LOCO代表) 横畠 俊介 (弁護士)			審査基準	別紙参照			審査経過	第1回滋賀県指定管理者等選定委員会 こどもの国部会 (開催日) 令和7年7月18日 (金) (内容) 滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者募集要項および審査基準の審査 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会 こどもの国部会 (開催日) 令和7年10月24日 (金) (内容) 申請者へのヒアリング、指定管理者の候補者の選定		
審査方式	滋賀県指定管理者等選定委員会こどもの国部会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。																		
選定委員会委員 (こどもの国部会) *部会長 (50音順、敬称略)	*浦坂 純子 (同志社大学社会学部教授) 川副 知佐 (びわこ学院大学講師) 四宮 健多 (公認会計士) 宮本 麻里 (合同会社LOCO代表) 横畠 俊介 (弁護士)																		
審査基準	別紙参照																		
審査経過	第1回滋賀県指定管理者等選定委員会 こどもの国部会 (開催日) 令和7年7月18日 (金) (内容) 滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者募集要項および審査基準の審査 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会 こどもの国部会 (開催日) 令和7年10月24日 (金) (内容) 申請者へのヒアリング、指定管理者の候補者の選定																		

審 査 結 果	指定管理者の候補者	社会福祉法人友愛																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準 1</th><th>選定基準 2</th><th>選定基準 3</th><th>選定基準 4</th><th>選定基準 5</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 友愛</td><td>5.40</td><td>24.64</td><td>21.60</td><td>12.60</td><td>1.00</td><td>65.24</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 友愛</td><td>66.20</td><td>66.20</td><td>64.60</td><td>64.60</td><td>64.60</td><td>326.20</td><td>65.24</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>提 示 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人友愛</td><td>300,000,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画等を審査した結果、当施設の設置目的を理解した事業計画が立てられており、「事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること」「事業計画の内容が子どもの国の効用を最大限に発揮させるものであること」「事業計画の内容が子どもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」「事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること」の選定基準ごとの合計点が基準点を上回る評価を得るとともに、総合計点が基準点を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現指定管理者として4期20年間にわたり施設を運営している実績があることや、法人の財務状況が健全であることから、安定的な施設運営が期待できる。 ・琵琶湖を活用した新たな体験プログラムが提案されているなど、施設の活性化に有効な取組が期待できる。 ・大津・高島圏域や京阪神からの利用に加え県内各地からの利用促進に向けた取組や、幅広い利用ニーズの把握を期待したい。 <p>上記の結果、社会福祉法人友愛を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合 計	社会福祉法人 友愛	5.40	24.64	21.60	12.60	1.00	65.24	申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人 友愛	66.20	66.20	64.60	64.60	64.60	326.20	65.24	申 請 者	提 示 額	社会福祉法人友愛
申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合 計																													
社会福祉法人 友愛	5.40	24.64	21.60	12.60	1.00	65.24																													
申 請 者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
社会福祉法人 友愛	66.20	66.20	64.60	64.60	64.60	326.20	65.24																												
申 請 者	提 示 額																																		
社会福祉法人友愛	300,000,000円																																		

別紙 《 滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者審査基準 》

選定基準 (条例第10条第2項)	審 査 項 目	審 査 内 容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(第1号)	(1) 公公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・利用申込等公平な利用を確保するものとなっているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	3	9
		・生活弱者等へ配慮されているか		3	
		・事業等の内容に偏りがないか		3	
2 事業計画の内容が、こどもの国の効用を最大限に發揮させるものであること(第2号)	(1) 施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案(自主事業の提案を含む)	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	8	40
		・こどもの国の設置目的及び基本方針に適合しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・募集要項に掲げる業務の具体案が計画に明記されているか		8	
		・年間の広報計画の内容は適切か ・利用拡大の取組内容は適切か ・誘致活動は適切か		8	
		・サービス向上のための取組内容は適切か ・利用料金の設定は適切か ・事業の提案は県が意図した企画となっているか ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・若者集客のための対応策が示されているか ・子ども・若者の意見が反映される機会が確保されているか		8	
		・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		8	
3 事業計画の内容が、こどもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	(1) 施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	15	27
		・必要な経費を見積もっているか		6	
		・他の応募者より管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか		6	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	(1) 収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか ・団体の経営理念は適切か	・事業計画書 ・収支計画 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表 等	3	18
	(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・児童厚生員は2人以上配置されているか ・調査、研究および研修業務体制は十分か		3	

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の指導育成、研修体制は十分か 		
	(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か 	3	
	(4) 類似施設の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設を良好に運営した実績はあるか 	3	
	(5) その他適切な運営を行うための能力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか ・防災、防犯その他緊急事態に対応する体制がとれるか ・環境への配慮がなされているか ・地域交流・協調が配慮されているか 	3	
	(6) 人権への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか ・人権等に配慮した施設運営が可能か 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 	3
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う）	(1) 地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に本店を有する事業者であるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社定款 	1
		<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し 	1
		<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・労使協定または就業規則の該当箇所の写し 	1
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合 	1

		<p>には、同認定通知書(県発行)の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</p>		
		<p>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること</p>	<p>・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(県発行)の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し</p>	1
		<p>・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人工ステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	<p>・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し</p>	1
		合計	100	100

- ・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
 - ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - ウ 「事業計画の内容が子どもの国の効用を最大限に発揮させるものであること」、「事業計画の内容が子どもの国の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。